

訴訟提起のお知らせ

平成24年11月15日

債権者 各位

破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当職は、破産会社がSMBCコンシューマーファイナンス株式会社（旧商号：プロミス株式会社）に多額の求償金を支払ったことにつき、同社に対して否認権を行使し、平成24年11月14日付けで20億円の返還（明示的一部請求）等を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起しましたので、お知らせ致します。

なお、第1回口頭弁論期日につきましては、決まり次第、本ホームページ上の「訴訟の進捗状況について」でお知らせ致します。

記

【係属裁判所】	大阪地方裁判所 第22民事部
【事件番号等】	平成24年（ワ）第12261号 否認権行使等請求事件
【当事者】	原告 破産者株式会社クラヴィス破産管財人弁護士小松陽一郎 被告 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

以上